

国会常務委員会

No: 02/2002/PL-UBTVQH11

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

Ha Noi, day 04 month 11 year 2002

## 人民裁判所の裁判官及び参審員令

2001年12月25日国会第10会期、第10会議における決議51/2001/QH10号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の1992年憲法に基づき  
人民裁判所組織法に基づき  
この法令は、人民裁判所の裁判官及び参審員について規定する。

### 第1章 一般規定

#### 第1条

- 裁判官は、法律の規定に従い任命され、事件の審理、その他裁判所の管轄に属する事務の解決という任務を行う。
- 参審員は、法律の規定に従い選任又は指名され、裁判所の管轄に属する事件の審理という任務を行う。

#### 第2条

- ベトナム社会主義共和国において、人民裁判所裁判官は以下のものを含む。
  - 最高人民裁判所裁判官
  - 省、中央直轄都市の人民裁判所の裁判官を含む省級人民裁判所裁判官
  - 県、区、thi xa、省直轄都市の人民裁判所の裁判官を含む県級人民裁判所裁判官
  - 最高裁判所裁判官を兼務する中央軍事裁判所裁判官、軍区及び同等の軍事裁判所の裁判官、区域の軍事裁判所の裁判官を含む各級の軍事裁判所裁判官
- ベトナム社会主義共和国における人民裁判所参審員は以下のものを含む。
  - 省、中央直轄都市の人民裁判所の人民参審員、県、区、thi xa、省直轄都市の人民裁判所の人民参審員（総称して、「人民参審員」という。）
  - 軍区及び同等の軍事裁判所の軍民参審員、区域の軍事裁判所の軍民参審員（総称して、「軍民参審員」という。）

#### 第3条

訴訟法の規定に従い、地方人民裁判所の審理には人民参審員が参加し、軍区級の軍事裁判所及び区域の軍事裁判所の審理には軍民参審員が参加する。審理の時、参審員は裁判官と同等である。

#### 第4条

審理の時、裁判官と参審員は独立し法律のみに従う。

#### 第5条

- ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠

実であり、社会主義法制を断固として防衛する精神を持ち、法学士を取得し、審理業務についての訓練を受けており、この法令の規定に定める実務活動に従事した時間、審理を行う能力があり、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、裁判官に選任及び任命されることができる。

- ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠実であり、法学の見識を持ち、社会主義法制を断固として防衛し、国家の利益、公民の適法な権利利益を断固として防衛する精神を持ち、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、参審員に選ばれ及び指名されることができる。

#### 第6条

裁判官、参審員は自身の任務、権限の実現について法律の前に責任を負う。もし法律違反の行為があった場合は、その違反の性質、程度によって、懲戒処理され、法律の規定に従って刑事責任を追及される。

#### 第7条

裁判官、参審員は、法律の規定に従い国家の秘密及び仕事の秘密を保持しなければならない。

#### 第8条

裁判官、参審員は、自身の任務、権限を行うにあたり損害を生じさせたときは、審理の任務を行った裁判官、参審員がいる裁判所は、賠償責任を負わなければならならず、損害を生じさせた裁判官、参審員は法律の規定に従い裁判所に返済しなければならない。

#### 第9条

裁判官、参審員は、審理活動業務についての研修を受ける。各級の裁判所長官は、自身の任務、権限の範囲内において、裁判官、参審員のために業務研修を組織する責任がある。

#### 第10条

- 裁判官、参審員は、人民を尊重し、人民の監察を受けなければならない。
- 裁判官、参審員の法律違反行為を発見した時は、国家機関、ベトナム祖国戦線委員会、戦線の構成員である組織、その他の社会组织、経済組織、人民武装単位は、不服申立を要求し、建議する権利がある。個人は、裁判官、参審員の責任を検討することについて権限を有する機関に対して不服申立、告訴する権利

がある。

2. 裁判官、参審員は、自己の任務、権限を実現するときに、国家機関、祖国戦線委員会及び戦線の構成員である組織、その他の社会組織、経済組織、人民及び公民武装単位と連携することができる。自身の機能、任務の範囲内において、各機関、組織及び公民は、裁判官、参審員が任務を行うについて条件を作る責任がある。

裁判官、参審員の業務遂行を妨害する一切の行為は厳に禁じる。

## 第2章

### 裁判官の任務、権限。裁判官の待遇。 裁判官の動員、特別派遣

#### 第11条

裁判官は、自分が活動する場所又は期限付きで特別に派遣された場所の裁判所の長官の仕事の割り当てに従い、事件審理及び裁判所の管轄に属するその他の事務の解決の任務を行う。

裁判官の具体的な任務、権限については法律の規定による。

#### 第12条

裁判官は、機関、組織、個人に対して、事件及び法律の規定に従ったその他の事務の解決に関する決定の施行を要求する権利がある。

#### 第13条

裁判官は、憲法、法律の執行において模範となり、強大な生活を送り、公共生活における規則を尊重し、法律の宣伝、周知に参加しなければならない。

#### 第14条

裁判官、裁判所での業務の専門性を向上させるために学習研究する責任がある。

#### 第15条

裁判官は、以下の事務を行ってはならない。

1. 法律により幹部、公務員が行うことができないと規定されている事務
2. 被告者、被告人、当事者又はその他の訴訟参加人に助言を与え、法律の規定に反して事件又はその他の事務を解決すること
3. 違法に事件解決に干渉し又は自己の影響力をを利用して、事件の解決に責任のある者に働きかけること
4. 与えられた任務のためでもなく、又は、権限のある者の同意がないのに、事件記録又は事件記録中の資料を持ち出すこと
5. 規定された場所外で、自己の解決管轄に属する事件における被疑者、被告人、当事者又は訴訟参加人に接触すること

#### 第16条

訴訟法が規定する各場合において、裁判官は審理に参加することを拒絶し又は変更されなければならない。

#### 第17条

1. 裁判官は、個々の等級に応じた給料を受け、責任報酬及び法律の規定によるその他の報酬を享受することができる。
2. 裁判官は、任務を行う際、法律の規定に従って、橋、渡し船、道路の費用を免れる。

#### 第18条

裁判官は、任務を行うために制服、裁判官証明書を支給される。制服の型、制服、裁判官証明書の発給及び使用制度については、最高人民裁判所長官からの提案を受け、国会常務委員会が規定する。

#### 第19条

1. 地方の人民裁判所が機能、任務を実現することを保障するためには、最高人民裁判所長官は以下について決定する。
  - a) 裁判官を、ある地方の人民裁判所から別の同級の地方の人民裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある地方の人民裁判所から別の同級の地方の人民裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。
2. 軍事裁判所が機能、任務を実現することを保証するために、国防省大臣は以下について決定する。
  - a) 裁判官を、最高人民裁判所長官の同意を得た後、ある軍事裁判所から別の同級の軍事裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある軍事裁判所から別の同級の軍事裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。

## 第3章

### 裁判官の基準。

### 裁判官の選任、任命、免任、罷免手続

#### 第20条

この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、4年以上の法律活動に従事した時間があり、県級人民裁判所、区域の軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、県級人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官である場合には、区域の軍事裁判所裁判官に選任及び任命することができる。

#### 第21条

1. この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、少なくとも県級人民裁判所裁判官、区域の軍事裁判所裁判官として5年従事し、省級人民裁判所、軍区級軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、省級人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍区級軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることがある。
2. 裁判所の人事の需要がある場合には、この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、10年以上の法律活動に従事した時間があり、省級人民裁判所、軍区級軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、省級人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍区級軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることがある。

#### 第22条

1. この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、少なくとも省級人民裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官として5年従事し、最高人民裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることがある。
2. 裁判所の人事の需要がある場合には、この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、15年以上の法律活動に従事した時間があり、最高人民裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることがある。

## 第23条

必要な場合には、裁判所で従事する者又は勤員権限のある機関、組織によって裁判所で従事させられている者について、下級裁判官として十分な従事時間がなく又十分に法律活動に従事した時間がなくても、この法令 20 条、21 条、22 条に個別に規定する基準を十分に満たす場合には、県級人民裁判所裁判官、省級人民裁判所裁判官、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命することができる。

## 第24条

裁判官の任期は、任命の日から 5 年とする。

## 第25条

1. 人民裁判所裁判官選任評議会は以下のものを含む。
  - a) 最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会
  - b) 省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官選任評議会
  - c) 軍区級軍事裁判所裁判官、区域軍事裁判所裁判官選任評議会
2. 裁判官選任評議会は、集団制度に従い事務を行う。裁判官選任評議会の決定は、構成員総数の過半数の賛成がなければならぬ。

## 第26条

1. 最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会には、最高人民裁判所長官が主席を務め、国防省、内務省、ベトナム祖国戦線中央委員会、ベトナム法律家協会中央執行委員会の指導代表が委員となる。  
最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会の委員名簿は、最高人民裁判所長官の提議に従い、国会常務委員会が決定する。
2. 最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。
  - a) 最高人民裁判所長官に提議に従い、最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である国家主席に提出する。
  - b) 最高人民裁判所長官の提議に従い、この法令 29 条 2 項に規定する最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官の裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である国家主席に提出する。
  - c) 最高人民裁判所長官の提議に従い、この法令 30 条 2 項に規定する最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官の裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である国家主席に提出する。

## 第27条

1. 省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官選任評議会には、省級人民評議会主席又は副主席が主席を務め、省級人民裁判所の長官、省級の政権組織委員会<sup>1</sup>、ベトナム祖国戦線委員会、ベトナム法律家協会執行委員会の各指導代表が委員となる。  
省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官選任評議会の委員名簿は、省級人民評議会主席の提議に従い、最高人民裁判所長官が決定する。
2. 省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。

<sup>1</sup> 人民委員会あるいは人民評議会の関係部局を意味するようである。

- a) 省級人民裁判所の長官に提議に従い、省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である最高人民裁判所長官に提議する。
- b) 省級人民裁判所の長官の提議に従い、この法令 29 条 2 項に規定する省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官の裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である最高人民裁判所長官に提議する。
- c) 省級人民裁判所の長官の提議に従い、この法令 30 条 2 項に規定する省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官の裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である最高人民裁判所長官に提議する。

## 第28条

1. 区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官選任評議会には、中央軍事裁判所の長官が主席を務め、国防省、内務省、ベトナム祖国戦線中央委員会、ベトナム法律家協会中央執行委員会の指導代表が委員となる。  
区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官選任評議会の委員名簿は、中央軍事裁判所の長官の提議に従い、最高人民裁判所長官が決定する。
2. 区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。
  - a) 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - b) 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、この法令 29 条 2 項に規定する区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - c) 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、本法 30 条 2 項に規定する区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である最高人民裁判所長官に提議する

## 第29条

1. 裁判官は、退職時に当然に裁判官の職名を免任される。
2. 裁判官は、健康、家庭環境その他の理由により、与えられた任務を完成することを保証できないと認められるときは、裁判官の職名を任免され得る。

## 第30条

1. 裁判官は、法的効力が生じた裁判所の判決によって有罪が言い渡されたとき、当然に裁判官の職名を失う。
2. 裁判官は、違反の性質、程度に関わらず、以下の場合に当たる場合には、裁判官の職名を失い得る。
  - a) 審理活動、その他の裁判所の権限に属する事務の解決の過程における違反
  - b) この法令 15 条に規定する違反
  - c) 幹部、公務員に関する法律の規定に従い、現に担当する管理職務からの罷免という形式による規律処分を受けた場合
  - d) 道徳品質の違反
  - d) その他の法律違反行為

## 第31条

1. 最高人民裁判所の副長官、中央軍事裁判所の長官、副長官の任命、免任、罷免は、最高人民裁判所長官の提議に従い、国家主席が行う。

2. 地方の人民裁判所の長官、副長官の任命、免任、罷免は、同級の地方の人民評議会当番の同意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。
3. 軍区級軍事裁判所、区域軍事裁判所の長官、副長官の選任、免任、罷免は、国防省大臣の同意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。
4. 国家主席に提議する前に、最高人民裁判所長官は、本条の1項、2項、3項の規定に従い、長官、副長官の職名を罷免するよう提議する前に、裁判官の職名を罷免されるかも知れない場合には、その者は、裁判官選任評議会の意見を聞かなければならない。
5. 最高人民裁判所の副長官、地方の人民裁判所、軍事裁判所の長官、副長官の任期は、任命の日から5年である。

#### 第4章

##### 参審員の任務、権限。参審員の待遇。参審員の基準。

##### 参審員の選任、指名、免任、罷免

#### 第32条

1. 参審員は、自身が参審員となるよう選任又は指名された場所の裁判所の長官の仕事の割り当てに従い、任務を行う。
2. 地方の人民裁判所の長官、軍区級軍事裁判所の長官は、参審員の組織及び活動に関する規制に従い、参審員を管理する責任がある。  
政府、最高人民裁判所、ベトナム祖国戦線中央委員会は、調整して、参審員の組織及び活動に関する規制を発布する。

#### 第33条

1. 参審員は、業務について養成され、裁判所の審理活動の総括会議に参加する。  
参審員のための業務についての養成経費は、地方予算からの共助を得て、裁判所の活動経営費の中で見積もられる。
2. 参審員が、幹部、公務員、現役の軍人、国防の労働者である場合は、参審員の任務を行う時間は、機関、単位における労働時間内に算入される。

#### 第34条

1. 参審員は、審理任務を行うために制服、参審員証明書を支給される。  
制服の型、制服、参審員証明書の発給及び使用制度は、最高人民裁判所長官が提案した後に、国会常務委員会が規定する。
2. 審理任務を行う時、参審員は、法律の規定に従った報酬を享受することができる。

#### 第35条

訴訟法の規定に基づく各場合において、参審員は審理に参加することを拒絶し又は変更されなければならない。

#### 第36条

裁判所の長官から審理の任務を行うよう仕事割り当てられた時は、参審員は、正当な理由がある場合を除き、参加義務があり、拒絶することはできない。  
もし1年間に参審員が裁判所の長官から審理の任務を行うように仕事を割り当てられない場合には、参審員は裁判所の長官に理由を知らせるように要求することができる。

#### 第37条

この法令5条2項に規定する基準を十分に満たす者については、地方の人民裁判所の参審員に選任することができる。もし、その者が現役の軍人、国防省の公務員、労働者であって軍隊において服務している場合は、軍区級軍事裁判所、区域軍事裁判所の参審員に指名

することができる。

#### 第38条

1. 地方の人民裁判所の参審員は、同級のベトナム祖国戦線委員会の紹介に従い、同級の人民評議会により選任され、同級のベトナム祖国戦線委員会の同意を得た後、同級の人民裁判所の長官の提議に従い、同級の人民評議会により免任、罷免される。
2. 軍区級軍事裁判所の参審員は、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の紹介に従いベトナム人民軍政治総局主任により指名され、軍区級軍事裁判所の長官の提議に従い、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の同意を得た後、ベトナム人民軍政治総局主任により免任、罷免される。
3. 区域軍事裁判所の参審員は、師団政治機関の紹介に従い、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の主任により指名され、区域軍事裁判所の長官の提議に従い、師団政治機関の同意を得た後、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の主任により免任、罷免される。

#### 第39条

1. 人民参審員の任期は、同級の人民評議会の任期に従う。  
人民評議会の任期が終了したときは、人民参審員は、新しい人民評議会が新しい人民参審員を選任するときまで、任務の遂行を継続する。
2. 軍民参審員の任期は、指名された日から5年とする。

#### 第40条

1. 機関、組織、人民武装単位は、人民参審員に指名・選任された者がいる場合には、参審員の任務遂行のための条件を作る責任がある。
2. 参審員が、裁判所の長官の仕事の割り当てに従い任務を行う時間中、特別の場合を除き、その参審員がいる機関、組織、人民武装単位は、参審員を動員し、別の事務をするよう仕事を割り当ててはならない。

#### 第41条

1. 参審員は、健康又はその他の理由により免任され得る。
2. 参審員は、品質道徳に違反し又は法律違反行為をし、参審員を務めるにはもはやふさわしくない場合に、罷免される。

#### 第5章

##### 施行条項

#### 第42条

この法令は、1993年4月14日人民裁判所の裁判官及び参審員に関する法令に代わる。  
この法令に反する以前の規定は廃止する。

#### 第43条

政府、最高人民裁判所、ベトナム祖国戦線中央委員会は、自身の任務、権限の範囲内で、この法令の細則を規定し、施行を指導する。

国会常務委員会

委員長

署名

グエン・ヴァン・アン

国会常務委員会  
No: 14/2011/UBTVQH12

ベトナム社会主義共和国  
独立・自由・幸福

Ha Noi, day 19 month 02 year 2011

## 人民裁判所の裁判官及び参審員令の一部の条項を修正、補充する法令

2001年12月25日国会第10会期、第10会議における決議51/2001/QH10号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の1992年憲法に基づき  
人民裁判所組織法33/2002/QH10に基づき  
2009年の法律及び法令の起草計画及び国会第7会期の法律及び法令の起草計画（2007年から2011年）の修正に関する  
2008年11月15日国会決議27/2008/QH12に基づき

国会常務委員会は、人民裁判所の裁判官及び参審員令02/2002/PL-UBTVQH11の一部の条項を修正、補充する法令を発行する。

### 第1条

人民裁判所の裁判官及び参審員令の一部の条項を修正、補充する。

(1) 2条は以下のように修正、補充された。

### 第2条

1. ベトナム社会主義共和国において、人民裁判所裁判官は以下のものを含む。
  - a) 最高人民裁判所裁判官
  - b) 中級裁判官
  - c) 初級【sơ cấp】裁判官
  - d) 最高裁判所裁判官を兼務する中央軍事裁判所裁判官、中級裁判官、初級裁判官を含む各級の軍事裁判所裁判官
2. 最高人民裁判所、中央軍事裁判所には最高人民裁判所裁判官を置く。  
省、中央直轄都市の人民裁判所（総称して、「省級人民裁判所」という。）、県、区、thị xã、省直轄都市の人民裁判所（総称して、「県級人民裁判所」という。）には、中級裁判官及び初級裁判官を置く。  
最高人民裁判所裁判官、中級裁判官、初級裁判官の数量【Số lượng】は、最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会が決定する。
3. ベトナム社会主義共和国における人民裁判所参審員は以下のものを含む。
  - a) 省級人民裁判所の人民参審員、県級人民裁判所の人民参審員（総称して、「人民参審員」という。）
  - b) 軍区及び同等の軍事裁判所の軍民参審員、区域の軍事裁判所の軍民参審員（総称して、「軍民参審員」という。）

(2) 19条は以下のように修正、補充された。

### 第19条

1. 人民裁判所が機能、任務を実現することを保障するために、最高人民裁判所長官は以下について決定する。
  - a) 中級裁判官、初級裁判官を、ある人民裁判所から、異なる省、中央直轄都市にある別の人民裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 中級裁判官、初級裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある人民裁判所から、同一の省、中央直轄都市にある別の人民裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。

中央直轄都市にある別の人民裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。

2. 地方の人民裁判所が機能、任務を実現することを保障するために、最高人民裁判所長官は以下について決定する。
  - a) 中級裁判官、初級裁判官を、ある人民裁判所から、同一の省、中央直轄都市にある別の人民裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 中級裁判官、初級裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある人民裁判所から、同一の省、中央直轄都市にある別の人民裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。
3. 軍事裁判所が機能、任務を実現することを保証するために、国防大臣は以下について決定する。
  - a) 中級裁判官、初級裁判官を、最高人民裁判所長官の同意を得た後、ある軍事裁判所から別の軍事裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 中級裁判官、初級裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある軍事裁判所から別の軍事裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。

(3) 20条は以下のように修正、補充された。

### 第20条

この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、4年以上の法律活動に従事した時間があり、訴訟法に規定される裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、人民裁判所に属する初級裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官である場合には、軍事裁判所に属する初級裁判官に選任及び任命することができる。

(4) 21条は以下のように修正、補充された。

### 第21条

1. この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、少なくとも初級裁判官として5年従事し、訴訟法に規定される裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、人民裁判所に属する中級裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍事裁判所に属する中級裁判官に選任及び任命されることができる。
2. 人民裁判所の人事の需要がある場合には、この法令5条

1 項に規定する基準を十分満たし、10 年以上の法律活動に従事した時間があり、訴訟法に規定される裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、人民裁判所に属する中級裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍事裁判所に属する中級裁判官に選任及び任命されることがある。

(5) 22 条は以下のように修正、補充された。

## 第 22 条

1. この法令 5 条 1 項に規定する基準を十分満たし、少なくとも中級裁判官として 5 年従事し、最高人民裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることがある。
2. 人民裁判所の人事の需要がある場合には、この法令 5 条 1 項に規定する基準を十分満たし、15 年以上の法律活動に従事した時間があり、最高人民裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることがある。

(6) 23 条は以下のように修正、補充された。

## 第 23 条

必要な場合には、裁判所で従事する者又は動員権限のある機関、組織によって裁判所で従事させられている者について、初級裁判官又は中級裁判官として十分な従事時間がなく又十分に法律活動に従事した時間がなくても、この法令 20 条、21 条、22 条に個別に規定する基準を十分に満たす場合には、人民裁判所に属する初級裁判官、中級裁判官、又は、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍事裁判所に属する初級裁判官、中級裁判官、又は、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命することができる。

(7) 25 条は以下のように修正、補充された。

## 第 25 条

1. 人民裁判所裁判官選任評議会は以下のものを含む。
  - a) 最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会
  - b) 人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会
  - c) 軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会
2. 裁判官選任評議会は、集団制度に従い事務を行う。裁判官選任評議会の決定は、構成員総数の過半数の賛成がなければならない。

(8) 27 条は以下のように修正、補充された。

## 第 27 条

1. 人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会には、省級人民評議会主席又は副主席が主席を務め、省級人民裁判所の長官、省級の内務局、ベトナム祖国戦線委員会、ベトナム法律家協会執行委員会の各指導部代表が委員となる。

人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会

の委員名簿は、省級人民評議会主席の提議に従い、最高人民裁判所長官が決定する。

2. 人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。
  - a) 省級人民裁判所の長官に提議に従い、人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - b) 省級人民裁判所の長官の提議に従い、この法令 29 条 2 項に規定する人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - c) 省級人民裁判所の長官の提議に従い、この法令 30 条 2 項に規定する人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である最高人民裁判所長官に提議する。

(9) 28 条は以下のように修正、補充された。

## 第 28 条

1. 軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会には、中央軍事裁判所の長官が主席を務め、国防省、内務省、ベトナム祖国戦線中央委員会、ベトナム法律家協会中央執行委員会の指導部代表が委員となる。軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会の委員名簿は、中央軍事裁判所の長官の提議に従い、最高人民裁判所長官が決定する。
2. 軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。
  - a) 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - b) 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、この法令 29 条 2 項に規定する軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - c) 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、本法 30 条 2 項に規定する軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である最高人民裁判所長官に提議する。

## 第 2 条

1. この法令は、2011 年 7 月 1 日から施行の効力を生じる。
2. 政府、最高人民裁判所は、事故の任務権限においてこの法令の施行を指導する。

## 国会常務委員会

委員長

署名

グエン・フー・チョン